山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会 第2回検討委員会

令和5年1月18日 県庁1001会議室

- 1 開 会
- 2 県教育委員会挨拶
- 3 報告・協議
 - (1) これまでの検討経過について(報告)
 - (2)検討課題について(協議)
 - ① 急ぎ検討する課題について
 - ② 継続して検討する課題について
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

1 検討委員

	選任依頼先	所属	職名	氏名
1	有識者	県立米沢栄養大学·県立米沢女子短期大学	学長	阿部 宏慈
2	有識者	東北文教大学人間科学部人間関係学科	教授(学科長)	花屋 道子
3	有識者	山形大学地域教育文化学部	准教授	平林 真伊
4	山形県市町村教育委員会協議会教育長会	大石田町教育委員会	教育長	本多 諭
5	山形県PTA連合会	母親委員会	委員長	髙見 佳澄
6	山形県教職員組合	山形県教職員組合本部	執行委員長	遠藤 学
7	山形県私立中学高等学校協会	新庄東高等学校	校長	田宮 邦彦
8	山形県連合小学校長会	山形市立第一小学校	校長	江川 久美子
9	山形県中学校長会	山形市立第一中学校	校長	田中 克
10	山形県高等学校長会	県立荒砥高等学校	校長	地主 佳子

2 専門委員

	選任依頼先	所属	職名	氏名		
1	県公立高等学校教頭会	県立天童高等学校	教頭	髙橋 俊彦		
2	県公立高等学校教頭会	県立新庄北高等学校(定時制)	教頭	松澤 新		
3	県小中学校教頭会	山形市立第十中学校	教頭	三浦 浩子		
4	県小中学校教頭会	山形市立蔵王第二中学校	教頭	瀧川 志保		
5	県教育センター	県教育センター研究・情報課	研究·情報課長	丹野 陽		
6	県教育庁	義務教育課	課長補佐	佐藤 紀之		
7	県教育庁	高校教育課	課長補佐	吉田 武史		
8	県教育庁	特別支援教育課	課長補佐	伊東 達		
9	県教育庁	スポーツ保健課	課長補佐	石田 充		

3 事務局

	所属		職名	氏名
1	県教育庁		教育次長	吉田 直史
2	県教育庁	高校教育課	課長	安部 康典
3	県教育庁	義務教育課	課長	石原 敏行
4	県教育庁	高校教育課	課長補佐	吉田 武史
5	県教育庁	義務教育課	課長補佐	佐藤 紀之
6	県教育庁	特別支援教育課	課長補佐	伊東 達
7	県教育庁	スポーツ保健課	課長補佐	石田 充
8	県教育庁	義務教育課	主任指導主事	天野 岳彦
9	県教育庁	高校教育課	主任指導主事	峯田 一哉
10	県教育庁	義務教育課	指導主事	佐藤 高志
11	県教育庁	高校教育課	指導主事	井上 文
12	県教育庁	高校教育課	指導主事	東 博一

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

第2回検討委員会座席表

議長

- ○阿部 宏慈 県立米沢栄養大学長 県立米沢女子短期大学長
- ○平林 真伊 山形大学地域教育文化学部 准教授
- ○遠藤 学 山形県教職員組合本部 執行委員長
- ○江川 久美子 山形市立第一小学校 校長
- 〇田中 克 山形市立第一中学校 校長

- ○花屋 道子 東北文教大学人間科学部 人間関係学科長 教授
- ○本多 諭大石田町教育委員会教育長
- ○髙見 佳澄 山形県PTA連合会 母親委員会 委員長
- ○田宮 邦彦 新庄東高等学校 校長
- ○地主 佳子 県立荒砥高等学校 校長

石原敏行吉田直史安部康典吉田武史義務教育課教育次長高校教育課高校教育課課長課長補佐

佐藤紀之伊東 達石田 充天野岳彦義務教育課特別支援教育課スポーツ保健課義務教育課課長補佐課長補佐主任指導主事

 峯田一哉
 佐藤高志
 東 博一
 井上 文

 高校教育課
 高校教育課
 高校教育課
 高校教育課

 主任指導主事
 指導主事
 指導主事

3 報告・協議

(1) これまでの検討経過について(報告)

第1回検討委員会(令和4年9月18日開催)

〈協議内容〉

ア 検討の進め方とスケジュールについて

イ 検討項目について

- ・ 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ
- 受検機会の改善
- ・ 入学定員の充足率の向上
- ウその他
 - ・ 急ぎ検討する項目について(県外からの志願者受入れの拡大)

第1回専門委員会(令和4年10月20日開催)

〈協議内容〉

- ① 検討する課題について
 - ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ
 - ・ 基本的には賛成。受検者が特別な準備をすることなく、普段の学習の中で 受検できる選抜が理想。
 - ・ 高校から大学に入る際のAO入試のように、推薦入選を廃止してAO入試 を実施した後で一般入選実施へという流れになるのではないか。
 - パフォーマンス・テストやタブレットを使ったプレゼン等も評価しようと すると、実施する場合にはなかなか難しい。
 - ・ 普通科において、選抜の際に具体的に受検者を評価できるようなアドミッション・ポリシーが出せるのだろうか。

イ 受検機会の改善

- 受検機会の改善には賛成。
- 一般入学者選抜とは別に、早い時期に様々な選抜方法によって選抜を実施できれば、受検者を広く募ることができるだろう。
- ・ 2 月上旬に適性検査のような学科試験を行おうとする場合、準備が必要な ことを考えると、受検する中学校側、受入れ先の高校側両方への影響が大き いのではないか。

ウ 入学定員の充足率の向上

- ・ 県外からの生徒を受入れている学校や自治体では、受け入れた生徒が活躍 しているという例もある。学校や地域の活性化という観点から進めていくべ きだ。
- 県外受入れには2つの制度があり、わかりにくさがある。
- 入学者選抜制度の改善と同時に学校の魅力づくりを行う必要性を実感している。

② 急ぎ検討する課題について

- ア 県外からの志願者受入れの拡大
 - ・ 受入れる生徒の住環境等を整備ができれば受入れが可能になるような制度 にすべきではないか。
 - ・ 条件として志願倍率が1倍未満の年が3年続いた場合受入れ可能とするなど、倍率低下が著しいところについては条件さえそろえば、受入れ可能とするなど、急ぎ検討してはどうか。

第2回専門委員会(令和4年11月11日開催)

- ① 検討する課題について
 - ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ
 - ・ アドミッション・ポリシーに沿った検査内容のラインナップから、学校が 選ぶという形で検査をすることができないか。
 - ・ 普通科の高校において学力検査以外の方法で選抜を行う場合には、適切な 評価基準や評価の観点の設定等が必要である。また、多くの受検者に対して 複数の検査室を設ける場合には、評価の整合性を図る必要がある。
 - 作文を課す場合には事前に提出してもらうことも考えられる。

イ 受検機会の改善

- 志願資格をどう設定するかが課題である。
- ・ 学力検査を行わない場合で受検者に差がつかない場合に、どのようにして 選抜するかが課題である。
- ・ 受検する意欲はあるものの、学校の求める志願資格に達しないような生徒 をどのようにして受け入れるかが課題である。

ウ 入学定員の充足率の向上

- ・ 住環境と世話人の二つが整っていれば、そのことを最低条件として県外志 願者の受入れを行うことも可能ではないか。
- 県外志願者受入れの要綱について、基準をどう作るかが課題。
- ・ 県外志願者の受入れを拡大するのであれば、県としても学校をしっかり支援していく必要があるのではないか。

② 急ぎ検討する課題について

ア 県外からの志願者受入れの拡大

・ 現在一般入学者選抜において受入れを行っている山北音楽科と加茂水産については、推薦入学者選抜においても受入れを行ってもいいのではないか。

3 報告・協議

(2)検討課題について(協議)

① 急ぎ検討する課題についての方向性(案)

ア 県外からの志願者受入れの拡大

【第1回検討委員会での話題】

・ 他県から高い志を持って本県の高校を志願してもらえるのはありがたいこと であり、本県の入学生にも良い影響がある。

【専門委員会での意見】

- 受検倍率が低下している学校における県外志願者の受け入れ条件の緩和
- ・ 県外からの志願者受入れ要綱の整備

人口減少や児童生徒数の減少に伴い、公立高校の入学者数は減少し充足率は低下 し続けており、充足率の向上に向けて少しでも早く実施できるものについては実施 を検討する必要がある。

- I 一般入学者選抜において県外からの受入れを行っている以下の学校・学科について、教育長の承認により推薦入学者選抜においても受入れを行うことができることとする。
 - 県内唯一の学科である山形北高等学校音楽科及び加茂水産高等学校 水産科
- ・ キャリア形成に係る要因を明確にした推薦入学者選抜において、専門学科の 学びへの強い志願のある生徒を県外から受け入れることで、専門学科の活性化 が期待できる。
- ・ 一般入学者選抜とは別に早い時期に選抜を行うことにより、県外からの志願 者が本県の学校を受検しやすくなることが考えられる。
- ・ 推薦入学者選抜により合格内定者となった場合には、県外から本県の学校への入学に向けた準備の期間を十分確保できる。

【資料1】

- Ⅱ 入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科について、教育長の承認により、現行の入学者選抜制度の中で県外からの志願者の受入れを行うことができることとする。
- ・ 入学者が定員に満たない学校・学科については、県外からの志願者の受入れ を行うことで、充足率の向上や学校・学科の活性化が期待できる。

- ・ 県外からの志願者の受入れ人数については、県内の受検生を圧迫することが ないように設定することとする。
- ・ 県外から志願し入学する生徒は保護者と離れて生活することになるため、入 学後の居住地や世話人等については、これまでの県外からの志願者受入れと同 様に、保護者が責任を持って指定することとする。

【資料2】

② 継続して検討する課題について

ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて

【第1回検討委員会での話題】

- ・ 選抜方法の多様化や評価尺度の多元化をはかりながら、アドミッション・ポリシーとの整合性のとれた入学者選抜方法について検討する。
- ・ 学校における教育活動の様々な場面において、三つの方針(スクール・ポリシー)が反映されることになる。グラデュエーション・ポリシーまでのつながりの中でアドミッション・ポリシーを定め、アドミッション・ポリシーについては厳格に定めすぎないよう留意する必要がある。
- ・ 大学入試においては、入学者選抜で課している課題や内容が、アドミッション・ポリシーと具体的にどのように結びついているのか、明確にすることが求められている。
- ・ 各学校からどのようなアドミッション・ポリシーが出されるかということも 見ながら具体的に考えたい。

【専門委員会での意見】

- ・ 中学校における普段の学習の中で受検できるような選抜の検討
- ・ 県教育委員会によって予め示された検査内容の範囲から学校が選ぶ等の工夫
- 検査の際の評価基準や評価の観点の設定

【検討の論点】

- アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の検査方法及び内容
- 全ての高等学校においてアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜 を実施する際の課題

【資料3】~【資料6】

イ 受検機会の改善について

【第1回検討委員会での話題】

- 受検機会の拡大は必要なことではないか。
- ・ 普通科において推薦入学者選抜を復活させるということではなく、推薦入学 者選抜制度そのものも含めた受検機会の複数化について検討する。
- ・ 現在の推薦、一般入学者選抜という形の選抜を「前期・後期」、「第1回・第 2回」等にすれば志願者にチャンスが広がるのではないか。

【専門委員会での意見】

- ・ 推薦入学者選抜の廃止と、推薦入学者選抜にかわるアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の実施についての検討
- ・ アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜での志願資格についての検討
- ・ アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜における中学校、高等学校へ の影響

【検討の論点】

- 現行の推薦入学者選抜の廃止と、推薦入学者選抜にかわるアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の実施
- アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を受検する際の志願資格
- 受検機会を拡大した場合の中学校や高等学校への影響

【資料7】

ウ 入学定員の充足率の向上

【検討の論点】

○ その他、充足率向上に資する入学者選抜制度の在り方

3 報告・協議

(3) その他

① 今後の進め方について

ア 第3回専門委員会(2月6日開催予定)

- ・ 第2回検討委員会協議内容の報告
- ・ 検討課題について協議

イ 各関係機関に対する、検討委員会での協議内容についての報告

- ・ 本日の検討委員会での協議内容について、各公立高等学校、各教育事務所、 各市町村教委へ報告する。
- ・ 高等学校・中学校長会において、協議内容について情報提供する。
- ◎ 検討課題について、今後アンケート調査等により意見聴取を行う。

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会設置要綱

山形県教育委員会 令和4年6月設置

第1条(目的及び設置)

本県における公立高等学校の入学者選抜の在り方について、県民各層から広く意見を聞き、これらを今後の改善に反映させるため、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会の設置期間は、令和4年6月から令和6年3月31日までとする。

第2条(構成)

検討委員会の委員は、県内の有識者、PTA関係者、中学校・高等学校等学校関係者及び教育行政関係者の中から、教育長が委嘱する者をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

第3条(運営)

検討委員会は、教育長がこれを招集する。

- 2 検討委員会には委員長を置き、教育長がこれを任命する。委員長は、検討委員会の会務 を統括する。
- 3 検討委員会には副委員長を置き、委員長がこれを指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討委員会の議長は、委員長をもって充てる。

第4条(専門委員会の設置)

検討委員会のもとに、具体的な事項について研究・協議するため専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の委員は、中学校・高等学校の学校関係者及び教育行政関係者の中から教育 長が委嘱する者をもって構成する。
- 3 専門委員会には議長を置き、教育庁高校教育課課長補佐(教育担当)をもって充てる。
- 4 専門委員会は、検討委員会委員長の指示を受け、議長がこれを招集する。

第5条(参考意見の聴取)

検討委員会の委員長及び専門委員会の議長は、特に必要があると認めた場合、委員会に 有識者等を招き、意見を聞くことができる。

第6条(事務局及び庶務)

検討委員会の事務局は、教育庁高校教育課及び義務教育課に置き、庶務は高校教育課に おいて処理する。

第7条(補足)

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。